第８６回防衛調達審議会議事要旨

１　日時

平成２２年７月２１日（水）１０時００分～１２時３５分

２　場所

防衛省Ｄ棟９階　技術研究本部大会議室

３　出席者

（委員）

坂井会長 小林会長代理 奥宮委員 清水(俊)委員 清水(涼)委員 山口委員 山田委員

（防衛省）

岩井審議官 小城統合幕僚監部首席後方補給官* 田邉陸上幕僚監部装備部長* 本橋海上幕僚監部装備部装備需品課長* 福井航空幕僚監部装備部長* 渡辺技術研究本部総務部長* 齋藤装備施設本部調達企画課長* 増田装備政策課長 豊嶋監査課長 畠中監査課先任部員

*議題（５）については退席

４　議題

（１）１者応札・１者応募案件に係るサンプリング調査審議（前回審議会からの継続）（平成２１年度装備施設本部）

（２）随意契約等に係るサンプリング調査審議（平成２１年度技術研究本部）

（３）１者応札・１者応募案件に係るサンプリング調査審議（平成２１年度技術研究本部）

（４）次回の日程等

（５）航空自衛隊第１補給処オフィス家具等の事務用品談合事案について（第３回）

５　議事概要

（１）１者応札・１者応募案件に係るサンプリング調査審議（前回審議会からの継続）（平成２１年度装備施設本部）

平成２１年度に装備施設本部が締結した契約のうち、

・　一般競争入札に付したところ、応札者が１者のみであった案件（１者応札案件）

・　企画競争・公募に付したところ、応募者が１者のみであった案件（１者応募案件）

の中から、委員により抽出されたサンプリング調査対象について審議を行った。

今回審議会では、サンプリング調査対象１５件のうち、前回審議会（第８５回審議会）において審議した４件を除く、残り１１件について審議を行った。

（１者応札案件）計８件
ブルドーザ**
半長靴３型**
３　１／２ｔトラック**
１／２ｔトラック**
電波探知妨害装置ＮＯＬＱ－３Ｄ
衛星通信役務
収集システムＧＲＱ－５９
ＵＳ－２用エンジン（ＡＥ２１００Ｊ・搭載用）

（１者応募案件）計７件
航空タービン燃料ＪＰ－４（免税）
無人偵察機システム
ＹＳ－１１機体定期修理　（２件）
１５５mmH、Ｍ１０７りゅう弾
９１式１０５mm多目的対戦車りゅう弾
２０３mmH、Ｍ１０６りゅう弾
**の４件については前回審議会において審議

防衛省側から、契約の概要、１者応札・１者応募となったことについて推察される理由、１者応札・１者応募の改善のために緩和できる条件や今後取り組む方策等について説明を行ったのち、主に以下のような議論があった。

（ＵＳ－２用エンジン（ＡＥ２１００Ｊ・搭載用））
委　輸入品の調達では、日本国内での販売権の関係から、大半は特定の１社からの供給に頼らざるを得ないのが現状である。
積極的な価格交渉を行うためには、複数のメーカーから調達できるようなオプションを用意すべきではないかと考える。例えば、本件のような航空機エンジンの調達であれば、航空機に２種類のエンジンを搭載できるようにすることにより、相互に競争させる環境とすべきではないか。

防　ご指摘のように、例えば航空機に２種類のエンジンを搭載できるようにするこ

とは、相互での競争によりエンジンそのものの価格は低減される可能性があるが、その反面、機体の開発に費用がかかることや補給管理が複雑になることなどが予想され、ライフサイクルコストを考えたときに必ずしも価格低減が行われるとは言い切れない面がある。

現在施行しているライフサイクルコスト管理の着実な実施により、装備品の選択が合理的であったか、コスト面に係る説明責任を強化する態勢を整えていきたい。

委　いわゆる「随意契約の見直し」以降、一般競争契約を原則としていることは理解できるが、輸入品調達については、実質的に１社からの調達とならざるを得ないのであれば、一般競争契約に固執するのではなく、随意契約とすることで徹底的な価格調査を行った方がよいのではないか。

防　輸入品調達における日本国内での販売権は、海外製造メーカー等と日本国内の商社との民民間の契約によるものであり、「随意契約の見直し」での随意契約の要件である外国政府等の承認を要するライセンス生産とは異なることから、一般競争契約により調達を行っているものであるが、一般競争契約への移行によって価格調査がおろそかになったということはない。

輸入品調達での過大請求事案についての反省から、現在では、商社から出された海外製造メーカーの見積書等をメーカーに直接照会することで真正性の確認を行っているほか、平成２０年度からは装備施設本部の在米の輸入調達専門官を増員し、現地での価格調査に当たっているところである。

（２）随意契約等に係るサンプリング調査審議（平成２１年度技術研究本部）

平成２１年度に技術研究本部が締結した契約の中から、サンプリング調査審議の対象として委員が抽出した、「火力戦闘指揮統制システムの技術的検討及び形態管理作業（その１）」について審議した。

（契約の概要等）

・　技術研究本部では、火力戦闘指揮システムの開発を行っているところであるが、平成２１年９月に試作契約が終了し、現在は試作品に対する技術試験を実施している。

・　本契約は、試作品の技術試験の進展に応じて、官側から適宜通知される要改善事項に対して技術的な検討（技術的検討）を行うとともに、この結果、改善処置を実施する場合に、試作品の設計書・図面・取扱説明書等について、形態履歴の

情報管理（形態管理）作業を行うものである。

・　本件では、技術試験において要改善事項が発生した場合に、要改善事項の技術的検討を行うための契約を事象の発生後に結ぶのではなく、あらかじめ包括的な契約として締結することにより、技術的検討に着手するまでの期間の短縮が図られることが特徴である。（なお、本件契約は包括的な契約であることなどから、契約の履行後に実際原価に応じて契約金額を精算することとしている。）

委　民間での開発の場合、開発品の完成まで一貫して相手方のリスクにおいて実施するのが通常である。しかしながら、防衛装備品の開発においては、本件のように、試作契約と試作品の納入後に実施する技術試験を分割し、前者については民側（相手方）が実施、後者については官側主導で実施することでリスクが細分化されている。

この契約形態は、民間で行われている開発に比べ、相手方にとって有利なもののように思えるが、あえてこのように分割しなければならないのはなぜか。

防　装備品の開発は、民間において行われる開発とは異なり、最終的には実際の装備品と連接した状態での実運用環境で作動確認を行わなければならない。

このため、実運用環境まで含めて一貫して民側のリスクで開発することは事実上不可能であり、試作契約については民側のリスクで実現可能となる模擬環境を対象とする一方で、技術試験については官側主導で実運用環境を対象とすることにより、リスクを官民双方にとって実現可能な範囲にまで分割しているものである。

委　防衛装備品の開発の特性上、試作契約と技術試験が分割されていることは理解できるが、技術的検討及び形態管理作業の契約を包括的に締結した場合、試作契約での瑕疵に相当するものまでそのまま技術的検討の対象となり、結果として、技術的検討にかかる費用が増大するおそれがある。

技術試験での要改善事項が真に技術試験により発生したものであるのか、それとも、その前段階の試作契約での瑕疵によるものかを精査することが必要ではないか。

防　ご指摘のような危険性があるため、現在、要改善事項についてはそのまま技術的検討の対象とするのではなく、相手方との調整会議において、試作契約での瑕疵に相当するか否かを判定しているところである。調整会議により、試作契約での瑕疵に相当すると判定されたものについては、無償での修補が行われている。

委　しかしながら、試作の契約金額に対する技術的検討及び形態管理作業の契約金額

の比率が、本件ではこれまでの契約よりも圧倒的に高く、技術的検討にかかる費用が全体として増加傾向にあることがうかがえる。

技術的検討及び形態管理作業を包括的な契約として締結することについて、費用面での適正性を説明できるようにしておく必要があるのではないか。

防　本件での契約金額の比率が高かったことについては、本開発品が民需では例を見ない野外用の通信システムであり、官側主導で作動確認をすべき事項が多いことや、システム開発であるためにソフトウェアの改善を要する部分が多かったことなどが理由として挙げられる。

技術的検討及び形態管理作業を包括的な契約として締結することはまだ事例が少ないため、同種の契約でのデータを引き続き蓄積していくことにより、今後の契約での費用面について適正性を確認していくこととしたい。

（３）１者応札・１者応募案件に係るサンプリング調査審議（平成２１年度技術研究本部）

審議時間の都合により、次回審議会に繰り越し。

（４）次回の日程等

次回は９月１５日（水）に開催の予定。詳細については事務局から後日連絡。

（５）航空自衛隊第１補給処オフィス家具等の事務用品談合事案について（第３回）

・　平成２２年３月４日、航空自衛隊第１補給処でのオフィス家具等の事務用品談合に関し、公正取引委員会から関係事業者に対して排除措置命令等の事前通知がなされた。さらに、３月３０日、本件に関し、防衛大臣に対して改善措置要求が出された。

・　当省では、防衛大臣の命を受け、３月８日に本事案に対する調査・検討委員会を立ち上げ、第８６回審議会の開催までに計５回の調査・検討委員会が開催された。

【参考】「航空自衛隊第1補給処オフィス家具等の事務用品談合事案調査・検討委員会」については、当省ホームページ
http://www.mod.go.jp/j/approach/agenda/meeting/board/kentoiinkai_asdf/index.html
に掲載。

・　今回の審議会では、前回の審議会ののちに開催された第４回（６月２日）及び第５回（７月２日）の調査・検討委員会での議論の内容を報告するとともに、再発防止策の検討案について、防衛調達審議会に関わる以下の事項を中心に説明した。

○　サンプリング調査及び入札状況調査（入札経緯（入札業者・入札回数・入札金額等）に関する統計的な分析）の調査対象の拡大により、それぞれの対象件数を倍増。

○　よりきめ細やかな調査の実施とし、審議会の充実を図る。

・　防衛省側からの説明の後、審議会において主に以下のような意見や議論があった。

○　調査対象の拡大等により対象件数を倍増させるとのことであるが、その結果として審議が広く薄くなることが懸念される。サンプリング調査の進め方についても、効率的な方法を検討する必要があるのではないかとの意見が委員からあった。

○　委員に任されているサンプリング調査案件の抽出についても、抽出要領がやや画一的であるため、今後、例えばＯＢ再就職企業に重点を置くなどの工夫をすべきとの意見が委員からあった。

○　防衛調達審議会に関わる再発防止策の検討案について、審議会として了承。具体的な実施の要領について、平成２３年度防衛調達審議会開催計画の策定に合わせて、引き続き検討していくこととする。

（以上）